

第12次 港区交通安全計画 概要

目標：毎年の交通事故死者数0（ゼロ）を目指すとともに交通事故負傷者数1,000人以下を目指します。（計画期間：令和8年度から令和12年度までの5か年）

第1部 総論 P2～P12

第1章 基本的事項 P2～P4

計画策定の背景及び視点 P2～P4

- 区では、交通事故等の交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保し、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和48年以降11次にわたり交通安全計画を策定してきました。
- この計画は、国の第12次交通安全基本計画及び東京都の第12次東京都交通安全計画に基づき策定するもので、区民、交通事業者や道路に係る各団体等の交通安全に関する取組の指針となるものです。
- 区は、この計画でSDGsの実現に貢献するとともに、区内における道路交通の安全に関する諸施策の大綱として、「交通事故のない世界ー安全なまち港区」の実現を目指します。

第2章 港区の道路・交通事故状況 P5～P10

港区の交通事故状況 P6～P10

	前計画策定時 令和2（2020）年	令和7（2025）年
高齢者と子どもの交通事故死傷者数	高齢者：105人 (死者1、重傷者11、軽傷者93) 子ども：45人 (死者1、重傷者2、軽傷者42)	高齢者：112人 (死者1、重傷者19、軽傷者92) 子ども：50人 (死者0、重傷者2、軽傷者48)
自転車の交通事故負傷者数	259人	277人
タクシー関与の交通事故件数	319件(関与率 27.9%) ※都内の関与率の平均 9.9%	388件(関与率 30.3%) ※都内の関与率の平均 11.0%
二輪車（自動二輪、原付）の交通事故関与件数	183件 (全事故件数に対する構成比 20.3%)	230件 (全事故件数に対する構成比 22.9%)
飲酒運転の交通事故件数	5件（都内 151件）	4件（都内 195件）

第2部 重点課題と課題に対する取組 P16～P28

- 港区の交通状況の現況を踏まえ、第11次港区交通安全計画での重点課題（①～⑤）の対応を維持しながら、重点⑥「小型モビリティの交通安全対策の推進」とし、特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティ利用時の交通ルール の周知等を基本に、重点課題と関連する取組を設定しました。また、自転車利用における交通ルール及びマナーの周知、訪日外国人及び区内在住外国人を対象とした交通ルール及びマナーの周知といった取組を拡充します。

重点課題

- ① 高齢者と子どもの交通安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ タクシー事故の防止
- ④ 二輪車事故等の防止
- ⑤ 飲酒運転の根絶
- ⑥ 小型モビリティの交通安全対策の推進

重点課題	重点課題に関する主な取組	本編 ページ
① 高齢者と子どもの交通安全の確保	1 高齢者と子どもへの交通安全対策	16
	2 高齢運転者の交通安全対策	17
	3 交通安全教育の推進	18
	4 通学・通園時における交通安全の確保	18
② 自転車の安全利用の推進	1 教育・啓発の推進	20
	2 指導・取締りの強化	21
	3 自転車の安全性の確保	21
	4 放置自転車対策の推進	22
	5 自転車利用環境の整備	22
	6 損害賠償保険等への加入促進	23
③ タクシー事故の防止	1 教育・啓発の推進	24
	2 指導・取締りの強化	24
④ 二輪車事故等の防止	1 道路交通環境の整備	25
	2 教育・啓発の推進	25
	3 指導・取締りの強化	25
⑤ 飲酒運転の根絶	1 広報啓発活動の充実・強化	26
	2 指導・取締りの強化	26
⑥ 小型モビリティの交通安全対策の推進	1 利用者への交通安全対策	27
	2 指導・取締りの強化	27

第3部 実施する施策 P30～P56

- 交通安全対策の具体的な行動を定めます。各施策には重点課題に対する取組も含んでいます。

分野		施策			
第1章 道路交通環境の整備	P32 ～ P36	1 道路の整備 (道路等の公共施設のバリアフリー化等)	2 交通安全施設等の整備 (標識・標示の整備と適正な維持管理等)	3 その他の道路交通環境の整備 (橋りょうの計画的な整備 等)	4 自転車利用環境の整備【拡充】 (自転車通行空間整備の推進 等)
第2章 道路交通秩序の維持	P37 ～ P42	1 交通実態に対応した交通規制の推進 (高齢者対策、交差点対策、二輪車対策 等)	2 都市交通機能確保のための交通対策 (路線バス等の優先対策 等)	3 放置自転車対策の推進【拡充】 (自転車等駐車場の整備 等)	4 指導・取締りの強化【拡充】 (自転車・小型モビリティ利用者へ指導・取締り強化、タクシー事故防止に向けた取締り 等)
第3章 交通安全意識の普及徹底	P43 ～ P51	1 生涯にわたる交通安全教育の推進 (学校等における交通安全教育 等)	2 通学・通園時における交通安全の確保 (通学路の安全点検の実施 等)	3 地域社会における交通安全意識の高揚 (地域の交通安全組織の拡大と育成等)	4 交通安全に関する広報活動の充実【拡充】 (様々な広報媒体による広報活動の実施 等)
第4章 安全運転と車両の安全性の確保	P52 ～ P53	1 安全運転の確保【拡充】 (自転車利用者のヘルメットの着用促進、自転車の点検整備の啓発 等)			
第5章 救助・救急と被害者支援	P54 ～ P55	1 救助・救急体制の整備 (救助・救急活動技能の向上)	2 交通事故被害者の支援【拡充】 (自転車損害賠償保険等への加入促進等)		
第6章 災害発生時における道路交通対策	P55 ～ P56	1 災害に強い交通施設等の整備 (電線類の地中化の推進 等)	2 災害発生時の対策 (緊急通行車両等の交通の確保 等)		